

2025 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンディスプレイ
代表者名 代表執行役社長 CEO 明間 純
(コード番号 6740 東証プライム)
問合せ先 執行役員 CFO 平林 健
(TEL. 03-6732-8100)

(開示事項の経過) 新設子会社への知的財産権の移管及び
Ichigo Trust への当該子会社株式譲渡のお知らせ

当社は、2025 年 5 月 15 日付で開示した「当社の財務基盤の強化に向けた Ichigo Trust との基本合意書締結のお知らせ」、及び、2025 年 5 月 30 日付で開示した「(開示事項の変更) 財務基盤の強化に向けた Ichigo Trust との最終契約締結日変更のお知らせ」(以下、「本お知らせ(基本合意書)」と総称します。)にてお知らせしたとおり、当社グループ保有する一部の特許権等の知的財産権の一部(以下「本知財」といいます。)を Ichigo Trust (以下「いちご」といいます。)に譲渡することについて基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結し、協議をしておりましたが、2025 年 6 月 25 日の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、①当社及び当社の子会社である JDI Design and Development 合同会社(以下「JDIDD」といいます。)が新たに設立した 100%子会社 3 社(以下「本新設子会社(JDI)」といいます。)に対して、本知財を現物出資等の方法により移管し、②当社及び本新設子会社(JDI)間で、本新設子会社(JDI)から当社に対する本知財の実施権の無償許諾に係る契約を締結したうえで、③当社が本新設子会社(JDI)の発行済株式の全部を、いちごに対して譲渡(以下「本株式譲渡」といいます。)することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は 2025 年 6 月 25 日の取締役会において決議された事項ですが、関連する契約条件の確認及び新株予約権発行に係る前提条件との整合性を踏まえ、必要な準備を経たうえで、本日付で開示を行っております。

記

1. 本株式譲渡の理由

当社が属するディスプレイ業界は、海外のディスプレイメーカーの生産能力増強に伴い、激しいコスト競争に直面しております。また、エネルギー費・部材費・加工費の上昇もあり、ディスプレイを専業とする当社の抜本的な収益力改善は困難な状況が続いております。

このような状況の抜本的な改善のため、当社は 2024 年 11 月、ディスプレイ事業への偏重から脱却し、収益性向上を目指す BEYOND DISPLAY 戦略を立ち上げ、ディスプレイに加えて、センサーや先端半導体パッケージングへの事業展開による成長を目指すことといたしました。ディスプレイ事業については、高成長と高収益を実現するための構造的転換を図り、アセットライト化によって従来の工場経費を最小化し、競争力を強化することを基本戦略としており、その一環として、2025 年 2 月 12 日に公表したとおり、固定費負担が大きい茂原工場(千葉県茂原市)でのパネル生産を 2026 年 3 月までに終了することを決定しました。

一方で、業績の低迷により運転資金の需要が発生したことから、当社は 2023 年 5 月以降、後記「8. 支配株主との取引等に関する事項」に記載のとおり、当社の支配株主であるいちごから、複数回の短期借入及び弁済期日の延期による資金の調達を行いました。その結果、本日現在のいちごに対する借入金総額は 650 億円となっており、これに対する利息支払いが大きな負担となっています。そのため、当該借入金の返済は急務となっています。また、当該借入金を一因とする赤字計上に伴い、当社の純資産額は減少が続いております。当社が上場会社として適切な純資産額水準を確保するためには、利益の計上や資本性資金の獲得による純資産額の増加が必要な状況となっています。

しかしながら、茂原工場の生産停止による固定費削減効果や BEYOND DISPLAY 戦略による収益改善

効果が現れるのは2027年3月期以降と見込まれ、2026年3月期については茂原工場の生産停止に伴う売上高の減少及び費用や損失の計上により赤字の継続が予想されます。さらに、米国の関税政策による世界経済の不確実性の増大により、事業環境が更に厳しくなる可能性も存在し、更なる資金需要が発生すると予想されます。

こうした状況に対処するため、本お知らせ（基本合意書）記載のとおり、当社のBEYOND DISPLAY戦略の実現を可能とする成長資金も確保するため、いちごと本基本合意書を締結いたしました。その後、いちごとの協議の結果、まずは当面の運転資金を確保するため、2025年7月30日付で本株式譲渡を実施することといたしました。なお、本基本合意書に規定している、いちごへの当社茂原工場の土地及び建物（以下「本不動産」といいます。）の譲渡については、重要事項の協議が継続中であるため、2025年7月下旬以降の最終契約締結を目指しております。最終契約を締結次第、速やかに開示いたします。

本株式譲渡に際しては、当社の新規事業に係る特許等及び、当社が引き続き生産を継続するディスプレイに係る一部の特許等については、当社が引き続き所有いたします。一方で、それ以外のディスプレイに係る本株式譲渡の対象となる特許等については、本新設子会社（JDI）が当社に対して実施権を無償で許諾することをいちごと合意しており、これにより当社は使用料の支払いを要せずに当該特許等を実施できるため、譲渡後の事業展開に支障をきたすことはないと考えております。

また、当社は2025年6月25日付で、いちごとの間で、資金調達に関する追加資本提携契約（以下「本追加資本提携契約」といいます。）を締結し、本追加資本提携契約に基づき、いちごに対する第三者割当の方法による第14回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議しております。本第三者割当に係るいちごによる払込みは、本株式譲渡に係る株式譲渡契約が適法かつ有効に締結され、存続していることを前提条件として行われる予定です。

なお、本基本合意書では、本株式譲渡及び本不動産の譲渡により、いちごからの借入金650億円を返済し、譲渡資産の対価に見合う成長資金を確保することを目指してまいりましたが、今般、まず本株式譲渡を先行して実施することで運転資金を獲得し、さらに本第三者割当を通じてBEYOND DISPLAY戦略の実現に向けた成長資金の獲得を図ることといたしました。一方で、本不動産の譲渡については、重要事項に関する協議が継続しているため2025年7月下旬以降の最終契約締結を目指しており、これにより負債の圧縮を図る予定です。

また、いちごは、株式会社ジャパンディスプレイ第13回新株予約権100個を保有しておりますが、本追加資本提携契約に基づき、その全部について、いちごが本新株予約権の全部を取得することを条件として、本新株予約権の割当日に放棄することを合意しています。

本第三者割当についての詳細は、本日付「Ichigo Trust との資本提携契約の締結及び第三者割当による第14回新株予約権の発行のお知らせ」をご参照ください。

2. 異動する子会社の概要

（2025年6月26日現在）

①	名 称	株式会社 Magnolia Purple	株式会社 Magnolia White	株式会社 Magnolia Blue
②	所 在 地	東京都港区西新橋三丁目7番1号	東京都港区西新橋三丁目7番1号	東京都港区西新橋三丁目7番1号
③	代表者の役職・氏 名	代表取締役 入江浩一	代表取締役 入江浩一	代表取締役 入江浩一
④	事 業 内 容	知的財産権の取得、管理、運用、調達及びライセンス供与その他これらに関連する業務	知的財産権の取得、管理、運用、調達及びライセンス供与その他これらに関連する業務	知的財産権の取得、管理、運用、調達及びライセンス供与その他これらに関連する業務
⑤	資 本 金	10,000 円	10,000 円	10,000 円
⑥	設 立 年 月 日	2025 年 5 月 19 日	2025 年 5 月 19 日	2025 年 5 月 19 日
⑦	発行済株式数	100 株（注1）	100 株（注1）	100 株（注1）

⑧	決 算 期	3 月 31 日		3 月 31 日		3 月 31 日	
⑨	大 株 主 及 び 持 株 比 率	当社 100%		当社 100%		JDI Design and Development 合同会社 100% (注2)	
⑩	上場会社と当該 会社との関係	資本関係	当社が発行済株 式 100%を保有 しております。	資本関係	当社が発行済株 式 100%を保有 しております。	資本関係	当社の子会社で ある JDIDD が 発行済株式 100%を保有し ております。
		人的関係	当社従業員 1 名 が、当該会社の 代表取締役を兼 任しております。	人的関係	当社従業員 1 名 が、当該会社の 代表取締役を兼 任しております。	人的関係	当社従業員 1 名 が、当該会社の 代表取締役を兼 任しております。
		取引関係	該当事項はあり ません。(注 3)	取引関係	該当事項はあり ません。(注 3)	取引関係	該当事項はあり ません。(注 3)

(注1) 本知財の現物出資により、本株式譲渡の実行時点では101株となる予定です。

(注2) 本株式譲渡の実行までに、JDIDDが保有する発行済株式の全部を当社が取得する予定です。

(注3) 本株式譲渡の実行までに、本新設子会社 (JDI) から当社に対する本知財の実施権の許諾に係る契約を締結する予定です。

(注4) 本新設子会社 (JDI) は2025年5月19日に設立されたため、確定した最終事業年度はありません。

3. 本知財の概要

本知財の内容	帳簿価額
当社が保有する液晶及び有機ELディスプレイに係る 一部の特許権等	0円 (自社開発により資産計上なし)
当社の子会社であるJDI Design and Development合同 会社が保有する有機ELディスプレイの特許権等	約8億円

4. 本株式譲渡の相手先の概要

(2025 年 6 月 26 日現在)

①	名 称	Ichigo Trust	
②	所 在 地	Elgin Court, Elgin Avenue, P.O. Box 448, Grand Cayman, KY1-1106 Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島信託法	
④	組 成 目 的	日本企業への投資に特化した資産運用	
⑤	組 成 日	2006 年 10 月 5 日	
⑥	出 資 の 総 額	984,501 百万円 (2025 年 3 月 31 日現在)	
⑦	出資者・出資比率・出 資 者 の 概 要	主に欧米の大学基金・財団・年金基金です。詳細は情報の提供が得られていないため、開示することができません。	
⑧	投資一任勘定委託先 に 関 する 事 項	名 称	いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピー ティーイー・リミテッド (Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd.)
		所 在 地	1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 179094
		代表者の役職・氏名	パートナー・CEO (Partner / CEO) ナヴェイド エジャズ ファルーキ (Navaid Ejaz Farooqi)
		事 業 内 容	投資運用業

		出資額又は資本金	20 万シンガポールドル (SGD)
⑨ 国内代理人の概要		名 称	香港上海銀行東京支店
		所 在 地	東京都中央区日本橋三丁目 11-1
		代表者の役職・氏名	日本における代表者 エドワード・ウィークス
		事 業 内 容	外国銀行の支店
		出資額又は資本金	外国銀行の支店のため、単独での資本金はありません。
⑩ 上場会社と当該ファンドとの間の関係		当該ファンドとの間の関係	いちごは、2025 年 6 月 26 日現在、当社の発行済株式に係る議決権数の 78.20% (2025 年 3 月 31 日現在における総議決権数 38,803,228 個に対する割合) に相当する普通株式 3,034,222,222 株及び E 種優先株式 5,540 株を保有し、当社の支配株主であり、主要株主である筆頭株主となっております。なお、いちごには役員及び従業員は存在せず人的関係について該当事項はなく、また、取引関係についても該当事項はありません。
		投資一任勘定委託先との間の関係	投資一任勘定委託先であるいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドへの投資助言を行う、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であるスコット キャロン氏は、当社の取締役会長を兼任しております。なお、資本関係・取引関係については、いずれも該当事項はありません。
		国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドは、いちごとの間で投資一任契約を締結し、いちごから投資運用に関する権限を受託しております。

5. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

		株式会社 Magnolia Purple	株式会社 Magnolia White	株式会社 Magnolia Blue
①	譲渡前の所有株式数	101 株 (所有割合：100%)	101 株 (所有割合：100%)	101 株 (所有割合：100%)
②	譲渡株式数	101 株 (議決権の数：100 個)	101 株 (議決権の数：100 個)	101 株 (議決権の数：100 個)
③	譲渡後の所有株式数	0 株 (所有割合 0%)	0 株 (所有割合 0%)	0 株 (所有割合 0%)

(注) 守秘義務により、譲渡価額の開示を控えさせていただきます。

なお、当該譲渡価額の算定根拠等は、下記「8. 支配株主との取引等に関する事項」の「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」をご参照ください。

6. 本株式譲渡の日程

①	取締役会決議日	2025 年 6 月 25 日
②	本株式譲渡契約締結日	2025 年 6 月 25 日
③	本株式譲渡実行日	2025 年 7 月 30 日 (予定)

7. 今後の見通し

本株式譲渡による当連結年度における業績への影響額につきましては現在精査中であり、今後、業績への影響額が判明しましたら、速やかにお知らせいたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式譲渡の相手先であるいちごは、当社の過半数の議決権を保有しているため「支配株主」（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第3条の2）に該当します。加えて、いちごとの間の投資一任契約に基づきいちごから投資運用に関する権限を受託しているいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドへの投資助言を行う、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であるスコット キャロン氏が当社の取締役会長を兼任しております。以上の事情を踏まえ、当社は、本株式譲渡について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程441条の2の定めに従い、支配株主であるいちごと利害関係のない者として、当社独立役員である社外取締役の小関珠音氏、伊藤志保氏及び辻村隆俊氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）を選定し、本株式譲渡に関する意見を諮問し、2025年6月25日付で、本株式譲渡が少数株主にとって不利益でないことについて意見を取得しました。

また、当社の2025年6月23日付のコーポレートガバナンス報告書では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は、少数株主の保護の観点から、当社の支配株主と取引を行う際には、独立社外取締役が過半数を占めている取締役会において承認を得る等、独立社外取締役による適切な関与、監督を行っております。取締役会長のスコット キャロン氏は、当社によるいちごトラスト及びその関係会社との取引において特別利害関係人となるおそれがあるため、かかる取引に関する取締役会の審議及び決議には参加いたしません。」と定めております。この点、本取締役会では、下記（3）「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載のとおり、事前に当社独立社外取締役から本株式譲渡が少数株主にとって不利益でないことについて意見を取得した上、利害関係を有しない4名の取締役（内、3名が独立社外取締役）全員一致をもって本株式譲渡について承認可決しているため、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本株式譲渡に関する当社の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性、透明性、及び客観性を確保するため、当社及びいちごから独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本株式譲渡に関する当社の意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について、スコット キャロン氏が本株式譲渡に係る交渉及び本株式譲渡に関する取締役会の審議及び決議には参加しないことなどの法的助言を受けております。

また、当社は、本株式譲渡の譲渡価額を決定するにあたり、当社及びいちごから独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本知財の価値分析報告書を受領しております。当該価値分析報告書では、インカムアプローチ（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により、計画期間、ロイヤルティ料率、税率、割引率等について一定の前提を置いたうえで、本新設子会社（JDI）が本知財により営む事業で得るキャッシュフローに基づいて、本知財の価値が分析されており、当該価値分析は合理的なものと考えられます。なお、当社の取締役会長であるスコット キャロン氏は、当社の支配株主であるいちごとの間の投資一任契約に基づきいちごから投資運用に関する権限を受託しているいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドへの投資助言を行う、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長を兼任していることから、当該価値分析の前提となる事業計画の策定には関与していません。当社は、当該価値分析報告書の内容を踏まえて本知財の価値を社内で算定し、当該価値算定を基にいちごと交渉した結果、本株式の譲渡価額は、当該価値分析報告書において本知財の価値として分析されている金額のレンジの範囲内であり、かつ、本株式譲渡に係る契約条件も当社の資金ニーズを踏まえて本株式譲渡の実行に先立って譲渡価額の一部を受領できる条件等であることから、本株式の譲渡価額その他の本株式譲渡の条件は適切であると判断しております。

以上を踏まえ、当社は、TMI総合法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本株式譲渡に関する手続及び諸条件について、当社の企業価値の向上及び当社の株主利益の最大化の観点から慎重に協議・検討し、本取締役会において、スコット キャロン氏以外の全ての取締役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本株式譲渡を行うことを決議しております。

なお、当社の取締役会長であるスコット キャロン氏は、TMI総合法律事務所からの法的助言に従い、

当社の支配株主であるいちごとの間の投資一任契約に基づきいちごから投資運用に関する権限を受託しているいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドへの投資助言を行う、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長を兼任していることから、特別利害関係人となるおそれがあるため、本株式譲渡に関する審議及び決議に参加しておりません。また、スコット キャロン氏は、本株式譲渡に係る交渉にも参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、支配株主であるいちごと利害関係のない者として、当社独立役員である社外取締役の小関珠音氏、伊藤志保氏及び辻村隆俊氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）を選定し、本株式譲渡に関する意見を諮問したところ、2025年6月25日付で、以下の理由により本株式譲渡の目的は合理的で、本株式譲渡の内容及び条件が公正かつ妥当であると認められることに加え、本株式譲渡の手続における公正性を確保するための措置が講じられていることにより、本株式譲渡は当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書を受領しております。

(意見書の概要)

(1) 意見

本決定は当社の少数株主にとって不利益なものでないと考ええる。

(2) 本株式譲渡の目的の合理性

①本株式譲渡の目的等

本独立役員らは、本株式譲渡の目的等について、当社役職員に対して質疑を行い、当社役職員からその回答を得るとともに、関連資料の開示を受けた。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

ア 当社の状況

- ・当社が属するディスプレイ業界は、中国を始めとする海外のディスプレイメーカーの生産能力増強に伴い、激しいコスト競争に直面しており、また、顧客需要のボラティリティの高さやエネルギー費・部材費・加工費の上昇もあり、ディスプレイを専業とする当社の収益力改善は困難な状況が続いている。
- ・当社は、このような状況の抜本的な改善のため、2024年11月、ディスプレイ事業への偏重から脱却し、収益性向上を目指す「BEYOND DISPLAY」戦略を立ち上げ、ディスプレイに加えて、センサーや先端半導体パッケージングへの事業展開による成長を目指すこととした。また、当社は、ディスプレイ事業については、高成長と高収益を実現するための構造的転換を図り、アセットライト化によって従来の工場経費を最小化し、競争力を強化することを基本戦略としており、その一環として、2025年2月12日に公表したとおり、固定費負担が大きい茂原工場（千葉県茂原市）でのパネル生産を2026年3月までを目途に終了することを決定した。

イ 資金調達の状況及び必要性

- ・当社は、業績の低迷により運転資金の需要が発生したことから、2023年5月以降、当社の支配株主であるいちごトラストから、複数回の短期借入及び弁済期日の延期による資金の調達を行った。その結果、2025年6月25日現在のいちごトラストに対する借入金総額は650億円となっており、これに対する利息支払いが大きな負担となっている。そのため、当該借入金の返済は急務となっている。
- ・当該借入金も一因とする赤字計上に伴い、当社の資金繰りは悪化の状況が続いている。
- ・当社が事業を継続するためには、足元の早急な資金の獲得による純資産額の増加が必要な状況となっている。
- ・2026年3月期については、茂原工場の生産停止に伴う売上高の減少及び費用や損失の計上により赤字の継続が予想される。

- ・米国の関税政策による世界経済の不確実性の増大により、事業環境が更に厳しくなる可能性も存在し、更なる資金需要が発生すると予想される。
- ・いちごトラストが保有する第13回新株予約権の行使が可能となった2023年6月1日以降、当社株価は当該新株予約権の行使価額45円を常に下回って推移し、最近6か月間の当社株価（高値21円、安値14円）は、当該行使価額を大幅に下回っている。

ウ 本株式譲渡に係る契約締結の経緯

- ・当社は、こうした状況に対処するため、いちごトラストと協議した結果、いちごトラストとの間で、2025年5月15日付けで、①千葉県茂原市に所在する当社の土地・建物をいちごトラストに譲渡すること（以下「本不動産取引」という。）、②本株式譲渡を実行すること、及び、③①及び②の譲渡代金を用いて、いちごトラストからの借入金650億円を返済することについて、協議を進める旨の基本合意書（以下「本基本合意書」という。）を締結した。
- ・その後、当社は、いちごトラストとの協議の結果、まずは当面の運転資金を確保するため、2025年7月30日付で本株式譲渡を実施することとした。なお、本基本合意書に規定している本不動産取引については、重要事項の協議が継続中であるため、2025年7月下旬以降の最終契約締結を目指すこととなった。
- ・本株式譲渡に際しては、当社の新規事業に係る特許等及び、当社が引き続き生産を継続するディスプレイに係る一部の特許等については、当社が引き続き所有する。一方で、それ以外のディスプレイに係る本株式譲渡の対象となる特許等については、本新設子会社（JDI）が当社に対して実施権を無償で許諾することをいちごトラストと合意しており、これにより当社は使用料の支払いを要せずに当該特許等を実施できるため、本株式譲渡により、当社の譲渡後の事業展開に支障をきたすことはない。
- ・また、いちごトラストからは、当社の今後の成長を支援するため、本株式譲渡の実行を前提条件として、当社が新たに発行する第14回新株予約権の引受け（以下「本第三者割当」という。）により、最大で964億円の資金提供を行うとともに、いちごトラストが保有する株式会社ジャパンディスプレイ第13回新株予約権の全てを放棄する旨の意向が示され、当社は、いちごトラストとの間で、2025年6月25日付で、本第三者割当に係る追加資本提携契約を締結し、第13回新株予約権の放棄についても合意する予定である。
- ・なお、当社は、本基本合意書では、本株式譲渡及び本不動産取引により、いちごトラストからの借入金650億円を返済し、譲渡資産の対価に見合う成長資金を確保することを目指していたが、今般、まずは本株式譲渡を先行して実施することで運転資金を獲得し、さらに本第三者割当を通じてBEYOND DISPLAY戦略の実現に向けた成長資金の獲得を図ることとし、本不動産取引については、重要事項に関する協議が継続しているため2025年7月下旬以降の最終契約締結を目指しており、これにより負債の圧縮を図る予定である。

②検討

本独立役員らは、上記の当社における経営環境その他の事項を踏まえた本株式譲渡実行の目的の合理性について、総合的に検討を実施した。

その結果、本株式譲渡の目的は、本第三者割当とともに実行することで運転資金及び成長資金を確保し、将来の前向きな投資に対する備えを含む財務体質の改善を可能にするものであり、当社の将来的な競争力強化及び収益改善に向けた戦略遂行のために資金調達を実施することは、少数株主の利益にも適う施策であることを踏まえると、本株式譲渡の目的は不合理なものではないと判断した。

③小括

以上のような点を踏まえ、本独立役員らは、慎重に協議及び検討した結果、本株式譲渡は、少数株主との関係においてもその目的の正当性を認めることができると考えられることから、本株式譲渡の目的は合理的であると判断するに至った。

(3) 本株式譲渡の内容及び条件の公正性及び妥当性

当社は、本知財の譲渡価額を決定するにあたり、当社及びいちごトラストから独立した第三者算定機関であるデロイトから本知財の価値分析報告書を受領した。当該価値分析報告書では、インカムアプローチ（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により、計画期間、ロイヤルティ料率、税率、割引率等について一定の前提を置いたうえで、本新設子会社（JDI）が本知財により営む事業で得るキャッシュフローに基づいて、本知財の価値が分析されており、当該価値分析は合理的なものである。また、当社の取締役会長であるスコット キャロン氏は、当社の支配株主であるいちごとの間の投資一任契約に基づきいちごから投資運用に関する権限を受託しているいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドへの投資助言を行う、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長を兼任していることから、当該価値分析の前提となる事業計画の策定には関与していない。当社は、当該価値分析報告書の内容を踏まえて本知財の価値を社内で算定し、当該価値算定を基にいちごトラストと交渉しているところ、本株式の譲渡価額は、当該価値分析報告書において本知財の価値として分析されている金額のレンジの範囲内である。また、本株式譲渡に係る契約条件も当社の資金ニーズを踏まえて本株式譲渡の実行に先立って譲渡価額の一部を受領できる条件等であり、当該取引条件は当社の利益を不当にいちごトラストに流出させ、少数株主にとって不利益を生じさせる目的で設定されたものではないと考えられる。

以上のような点、及び、本株式譲渡契約において、当社が一方的に不利益を課されるような内容は見当たらない点を踏まえ、慎重に協議及び検討した結果、本株式譲渡の内容及び条件には、公正性及び妥当性が認められると判断するに至った。

(4) 本株式譲渡における手続の公正性

当社は、本株式譲渡に関する当社の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性、透明性、及び客観性を確保するため、当社及びいちごトラストから独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本株式譲渡に関する当社の意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について、当社の取締役会長であるスコット キャロン氏が本株式譲渡に係る交渉及び本株式譲渡に関する取締役会の審議及び決議には参加しないことなどの法的助言を受けている。

また、当社は、本株式譲渡の譲渡価額を決定するにあたり、当社及びいちごトラストから独立したデロイトから本知財の価値分析報告書を受領した。当該価値分析報告書では、インカムアプローチ（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により、計画期間、ロイヤルティ料率、税率、割引率等について一定の前提を置いたうえで、本新設子会社（JDI）が本知財により営む事業で得るキャッシュフローに基づいて、本知財の価値が分析されており、当該価値分析は合理的なものである。また、当社の取締役会長であるスコット キャロン氏は、当社の支配株主であるいちごとの間の投資一任契約に基づきいちごから投資運用に関する権限を受託しているいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドへの投資助言を行う、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長を兼任していることから、当該価値分析の前提となる事業計画の策定には関与していない。当社は、当該価値分析報告書の内容を踏まえて、本知財の価値を社内で算定し、当該価値算定を基にいちごトラストと交渉した結果、本株式の譲渡価額は、当該価値分析報告書において本知財の価値として分析されている金額のレンジの範囲内であり、かつ、本株式譲渡に係る契約条件も当社の資金ニーズを踏まえて本株式譲渡の実行に先立って譲渡価額の一部を受領できる条件等である。

さらに、当社の取締役会長であるスコット キャロン氏は、TMI総合法律事務所からの法的助言に従い、当社の支配株主であるいちごトラストとの間の投資一任契約に基づきいちごトラストから投資運用に関する権限を受託しているいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドへの投資助言を行う、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長を兼任していることから、特別利害関係人となるおそれがあるため、本株式譲渡に関する審議及び決議に参加しない予定である。また、スコット キャロン氏は、いちごアセットマネジメント株式会社を通じた当社といちごトラストとの交渉にも参加していない。

以上のような点を踏まえ、慎重に協議及び検討した結果、本契約の締結における手続の公正性が認められると判断するに至った。

(5) 本決定が少数株主にとって不利益でないこと

以上のとおり、当社役職員から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提とする限り、本株式譲渡の目的は合理的で、本株式譲渡の内容及び条件が公正かつ妥当であると認められることに加え、本株式譲渡の手續における公正性を確保するための措置が講じられていることから、本決定は当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断するに至った。

以 上